

八王子市家庭用防災物品購入費等補助金交付要綱

令和8年（2026年）5月26日制定

（目的）

第一条 この要綱は、地震発生時において、市民の生命、身体及び財産を守るための屋内で実施可能な安全対策として、携帯トイレ、家具の転倒防止器具、感震ブレーカーの購入および設置等に要する費用の一部を補助することにより、市民の防災意識の高揚、市内における地震発生時の被害拡大防止、生活衛生環境の確保等を目的とする。

（適用）

第二条 この要綱に基づく補助金の交付は、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第三条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 携帯トイレとは、既存の便器に袋を設置し、吸収シートや凝固剤等で排泄物を固めて処理する緊急用のトイレを指す。
- 二 家具の転倒防止器具とは、地震発生時に家具類の転倒、落下等を防止する器具を指す。
- 三 感震ブレーカーとは、分電盤のブレーカーを落とすことで電気を遮断するもの（一括遮断型）や、接続された機器の電気のみを遮断するもの（特定機器遮断型）を指す。

（補助対象者）

第四条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号をすべて満たす者とする。

- 一 申請日時時点で、市内に住民登録がある世帯の世帯主であること。
- 二 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例23号)第二条に規定する者でないこと。
- 三 住宅等の売買を目的として実施するものではないこと。
- 四 居住する住宅に設置等をする者であること。

(補助対象経費)

第五条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれかに該当する経費とする。

- 一 携帯トイレ購入費(携帯トイレの購入に係る費用のことをいう。以下同じ。)
- 二 家具の転倒防止器具購入費(家具の転倒防止器具の購入に係る費用のことをいう。以下同じ。)
- 三 感震ブレーカー購入費(感震ブレーカーの購入に係る費用のことをいう。以下同じ。)
- 四 感震ブレーカー設置工事費(感震ブレーカーの取付けに係る工事の費用のことをいう。以下同じ。)
- 五 その他市長が適当と認めるもの。

2 補助対象経費は、市内で営業する事業所、販売店等が令和8年7月1日から令和8年12月25日までに施工、又はこれらから購入したものである場合に限るものとする。

(補助金交付額)

第六条 補助金の交付額は、補助対象経費の合計の2分の1(上限は10,000円とする。)とする。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助対象者が自ら設置、取付け、交換をおこなった場合、これらに要した経費は補助対象経費としない。

(補助の制限)

第七条 補助金の交付は予算の範囲内において行い、前条第一項において、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

2 前条の規定による補助金の交付は、一世帯につき、補助対象期間内において一回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第八条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げるデータ等を添えて、八王子市家庭用防災物品購入費等補助金交付申請(以下「申請」という。)を、令和8年12月25日までに電子申請手続にて市長に提出するものとする。この場合において賃貸住宅に居住している者が第五条第一項第二号から同条同項第四号に掲げる経費に係る助成金の交付を受けようとするときは、

あらかじめ当該住宅の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

- 一 携帯トイレ購入費の内容（商品名、型番、数量、購入日、領収金額、領収年月日並びに販売店等の名称、住所等）が記載された領収書その他の書類又はその写しが分かるデータ等や、購入品等を写した写真や映像データ等
 - 二 家具の転倒防止器具購入費の内容（商品名、型番、数量、購入日、領収金額、領収年月日並びに販売店等の名称、住所等）が記載された領収書その他の書類又はその写しが分かるデータ等や、施工状況や購入品等を写した写真や映像データ等
 - 三 感震ブレーカー購入費の内容（商品名、型番、数量、購入日、領収金額、領収年月日並びに販売店等の名称、住所等）等が記載された領収書その他の書類又はその写しが分かるデータ等や、施工状況や購入品等を写した写真や映像データ等
 - 四 感震ブレーカーの設置工事等を業者に委託する場合、その内容（商品名、型番、数量、施工日、領収金額、領収年月日並びに設置業者店等の名称、住所等）等が記載された領収書その他の書類又はその写しが分かるデータ等や、施工状況を写した写真や映像データ等
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合は、同項の規定による申請に当たり、内容が確認できるカタログ、図面等が分かるデータの提出を求めることができる。
 - 3 申請先は、生活安全部防災課とし、提出方法は基本的に電子申請手続で提出するものとする。ただし、提出手段を有しない場合、その他市長が必要と認める場合においては、窓口にて書面の提出または郵送による提出も認めることとする。その場合、申請前に生活安全部防災課へ事前相談を行うものとする。

（審査および補助金の交付決定等）

- 第九条 市長は、前条により申請を受けた際はその内容を審査する。ただし、第七条第一項において、受付を終了した場合は、その限りではない。
- 2 前項の審査において、内容に疑義等がある場合、現地調査の実施や購入品の実物の提出を求めることができる。
 - 3 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。
 - 4 補助金を交付することを決定した際は、八王子市家庭用防災物品購入費等

補助金交付決定通知書(別記第1号様式。)により申請者に通知し、速やかに申請書に記載された金融機関の口座に振り込むこととする。

- 5 補助金を交付しないことを決定した際は、八王子市家庭用防災物品購入費等補助金不交付決定通知書(別記第2号様式。)により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、第四項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第十条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - 二 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
 - 三 本事業に係る市の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに八王子市家庭用防災物品購入費等補助金交付決定取消通知書(別記第3号様式。)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第十一条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第十二条 市長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された対象物品や工事等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(見直し)

第十三条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(免責)

第十四条 市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じ

るトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

(補足)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年12月25日限り、その効力を失う。